

千早赤阪村外部評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千早赤阪村付属機関に関する条例（平成25年千早赤阪村条例第1号）第2条の規定に基づき、千早赤阪村外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 村が実施した行政評価結果について、外部の視点から評価及び検証を行うこと。
- (2) より効率的・効果的な行財政運営に向けた改善策等の意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、5人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、行政に関する識見を有する者その他村長が適当と認める者のうちから、村長が選任する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政評価担当課において行う。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、行政評価担当課長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。